



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 9 月 23 日 (水曜日) 第 140 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

- 獣医療法施行細則の一部を改正する規則…………… (家畜防疫対策課) 1
- 保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 14
- 漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意…………… (水産政策課) 14

頁

- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 14
- 人事委員会告示
- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報…………… 14
- 人事委員会公告
- 令和 2 年度就職水河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の実施…………… 15
- 内水面漁場管理委員会指示
- 漁業法に基づく指示…………… 15

規 則

獣医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第45号

獣医療法施行細則の一部を改正する規則

獣医療法施行細則 (平成12年宮崎県規則第94号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(診療施設の開設の届出)</p> <p>第 2 条 法第 3 条の規定による診療施設の開設の届出は、診療施設開設届出書 (別記様式第 1 号) <u>によって</u>しなければならない。</p>	<p>(診療施設の開設の届出)</p> <p>第 2 条 法第 3 条の規定による診療施設の開設の届出は、診療施設開設届出書 (別記様式第 1 号) <u>に、次に掲げる書類を添えて</u>しなければならない。</p> <p>(1) <u>診療の業務を行う獣医師の獣医師免許証の写し</u></p> <p>(2) <u>診療施設の平面図及び付近の見取図</u></p> <p>(3) <u>次に掲げる装置等 (第 4 条において「装置等」という。)を備えた診療施設にあっては、当該装置等を使用する部屋の見取図及び遮へい物等の配置図</u></p> <p>ア <u>省令第 1 条第 1 項第 6 号に規定するエックス線装置</u></p> <p>イ <u>省令第 1 条第 1 項第 7 号に規定する診療用高エネルギー放射線発生装置</u></p> <p>ウ <u>省令第 1 条第 1 項第 8 号に規定する診療用放射線照射装置</u></p> <p>エ <u>省令第 1 条第 1 項第 9 号に規定する診療用放射線照射器具</u></p> <p>オ <u>省令第 1 条第 1 項第 10 号に規定する放射性同位元素装備診療機器</u></p> <p>カ <u>省令第 1 条第 1 項第 11 号に規定する診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素</u></p>
<p>2 <u>省令第 1 条第 1 項第 10 号の知事が必要と認める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>開設者が法人である場合にあっては、当該法人の登録簿の謄本</u></p> <p>(2) <u>開設者が地方公共団体である場合にあっては、診療施設の開設に係る条例の写し</u></p> <p>(3) <u>診療の業務を行う獣医師の獣医師免許証及び住民票の写し</u></p>	

<p>(診療施設の休止又は廃止の届出)</p> <p>第3条 法第3条の規定による診療施設の休止又は廃止の届出は、<u>診療施設（休止・廃止）届出書（別記様式第2号）</u>によってしなければならない。</p> <p>(診療施設の届出事項の変更の届出)</p> <p>第4条 法第3条の規定による診療施設の届出事項の変更の届出は、<u>診療施設の届出事項変更届出書（別記様式第3号）</u>によってしなければならない。</p> <p>(エックス線装置の設置の届出)</p> <p>第5条 省令第1条第1項第5号に規定するエックス線装置を備えた施設にあっては、<u>エックス線装置設置届出書（別記様式第4号）</u>を提出しなければならない。</p> <p>(エックス線装置の休止又は廃止の届出)</p> <p>第6条 省令第1条第1項第5号に規定するエックス線装置の使用を休止し、又は廃止したときは、<u>エックス線装置（休止・廃止）届出書（別記様式第5号）</u>を提出しなければならない。</p> <p>(エックス線装置の届出事項の変更の届出)</p> <p>第7条 第5条の規定により届け出た事項を変更したときは、<u>エックス線装置の届出事項変更届出書（別記様式第6号）</u>を提出しなければならない。</p> <p>第8条 [略]</p>	<p>(診療施設の休止、再開又は廃止の届出)</p> <p>第3条 法第3条の規定による診療施設の休止、再開又は廃止の届出は、<u>診療施設（休止・再開・廃止）届出書（別記様式第2号）</u>によってしなければならない。</p> <p>(診療施設の届出事項の変更の届出)</p> <p>第4条 法第3条の規定による診療施設の届出事項の変更の届出は、<u>診療施設の届出事項変更届出書（別記様式第3号）</u>に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1) <u>診療の業務を行う獣医師に係る変更の場合にあっては、当該獣医師の獣医師免許証の写し</u></p> <p>(2) <u>診療施設の構造設備に係る変更の場合にあっては、当該診療施設の平面図及び付近の見取図</u></p> <p>(3) <u>装置等に係る変更の場合にあっては、当該装置等を使用する部屋の見取図及び遮へい物等の配置図</u></p> <p>第5条 [略]</p>
---	--

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

診 療 施 設 開 設 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所
開設者
氏名

㊦

〔開設者が法人である場合にあっては当該法人の名称及び主たる事務所の所在地〕

下記のとおり診療施設を開設したので、獣医療法第 3 条の規定により届け出ます。

記

開設者の獣医師免許の有無	有	無																		
診 療 施 設 の 名 称																				
開 設 場 所																				
開 設 年 月 日	年	月 日																		
連 絡 先	電話番号 FAX番号																			
構 造 設 備 の 概 要	<table border="0"> <tr> <td>1 診療所の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>2 調剤室の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>3 飼育動物収容施設及び隔離施設の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(収容施設が有の場合、隔離施設 有 無)</td> </tr> <tr> <td>4 消毒設備の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>5 手術設備の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </table>		1 診療所の有無	有	無	2 調剤室の有無	有	無	3 飼育動物収容施設及び隔離施設の有無	有	無	(収容施設が有の場合、隔離施設 有 無)			4 消毒設備の有無	有	無	5 手術設備の有無	有	無
1 診療所の有無	有	無																		
2 調剤室の有無	有	無																		
3 飼育動物収容施設及び隔離施設の有無	有	無																		
(収容施設が有の場合、隔離施設 有 無)																				
4 消毒設備の有無	有	無																		
5 手術設備の有無	有	無																		
放射線診療装置等の有無	<table border="0"> <tr> <td>1 エックス線装置</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>2 診療用高エネルギー放射線発生装置</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>3 診療用放射線照射装置</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>4 診療用放射線照射器具</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>5 放射性同位元素装備診療機器</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>6 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </table>		1 エックス線装置	有	無	2 診療用高エネルギー放射線発生装置	有	無	3 診療用放射線照射装置	有	無	4 診療用放射線照射器具	有	無	5 放射性同位元素装備診療機器	有	無	6 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素	有	無
1 エックス線装置	有	無																		
2 診療用高エネルギー放射線発生装置	有	無																		
3 診療用放射線照射装置	有	無																		
4 診療用放射線照射器具	有	無																		
5 放射性同位元素装備診療機器	有	無																		
6 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素	有	無																		
管理者の氏名及び住所	氏 名 住 所																			
診療の業務を行う獣医師の氏名																				
診療の業務の種類と対象飼育動物	業務の種類 対象動物	往診のみ 一部往診 診療所内のみ 産業動物 () 小動物																		

備考 1 診療施設の平面図及び付近の見取図を添付すること。
2 放射線診療装置等が有の場合は、別紙 1 から別紙 6 までの中から該当するものを選び、添付すること。

別紙 1

エックス線装置概要

1 エックス線装置の概要			
台	数	台	
製 作 者	名		
型	式		
製 造 年 月		年	月
装 置 の 種 類	固定式 (移動不能)・可搬型 (移動可能)・ポータブル		
高電圧発生装置の定格出力	区 分	管電圧	管電流 撮影時間
	長 時 間	kV	mA
	短 時 間	kV	mA
	コンデンサ式	kV	μF
用 途	撮影 ・ 透視 ・ 治療 <input type="checkbox"/> 口内法 (撮影式の場合で口内法であればチェック)		
設 置 時 の 状 態	新 品 ・ 中 古 品		
設 置 年 月 日	年 月 日		
2 エックス線装置の放射線障害防止に関する構造設備の概要			
(1) エックス線装置の共通事項			
照 射 筒	有 ・ 無		
照 射 野 を 絞 る 装 置	有 ・ 無		
線管容器、照射筒及び絞りの漏れ放射線量	線管の焦点から1mの距離	mGy/時間 以下	
	接触可能表面から5cmの距離	mGy/時間 以下	
総 ろ 過 量	mmアルミニウム当量以下		
(2) 透視用エックス線装置			
透視用画像モニターの種類	蛍光板・テレビモニター・その他 ()		
警告音付きタイマー	有 ・ 無		
利用線すい可動絞り装置	有 ・ 無		
受像器の接触可能表面の放射線量	受像器の接触表面から10cmの距離	μGy/時間 以下	
透過時の最大受像画の3cmを通過した空気カーマ率	受像器の接触表面から10cmの距離	μGy/時間 以下	
利用線すい以外のエックス線を遮へいするための手段			
(3) 撮影用エックス線装置			
口腔内撮影用エックス線装置の場合 照射筒の端におけるエックス線照射野の直径	直径	cm	
移動型、携帯型、手術中に使用するエックス線装置の場合 エックス線管焦点及び被照射体から2m以上離れて操作できる装置	有 ・ 無		
(4) 治療用エックス線装置			
インターロックが作動するろ過板保持装置	有 ・ 無		

3 エックス線診療室の放射線障害防止に関する構造設備の概要				
1 週間の延べ撮影回数		回		
1 週間の延べ透視時間		時間		
診療施設の構造等		独立家屋 (階建)・マンション、アパート等集合家屋 (階建 階)・ その他 () 鉄筋コンクリート・木造又は木造モルタル・プレハブ・ その他 ()		
エックス線診療室の概要	形 態	専用室・診療室と兼用・手術室と兼用・その他 ()		
	操作室の有無	有 ・ 無		
診療室の遮へい物の概要 (等(壁を含む)周囲の遮へい物)	区 分	材 料	厚 さ	放射線防護に関する措置
	天 井			
	床			
	東 側			
	西 側			
	南 側			
	北 側			
出入口の扉				
診療室の壁等の外側における最大放射線量		エックス線診療専用の室で使用する場合： 兼用の室で使用する場合：		
標 識 の 有 無		有 ・ 無		
注 意 事 項 の 掲 示		有 ・ 無		
4 診療施設における放射線障害の防止に関する予防措置の概要				
管理区域	管理区域の境界における最大放射線量	1cm線量当量： mSv/3月間 以下		
	立入制限措置	遮へい物(材質等：)による区画・白線での区画・その他()		
	標 識 の 有 無	有 ・ 無		
敷地内の住居区域及び敷地の境界	人が居住する区域における最大放射線量	1cm線量当量： μ Sv/3月間 以下		
	敷地の境界における最大放射線量	1cm線量当量： μ Sv/3月間 以下		
その他				
5 その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要				
防護用具の保有状況		防護手袋 (双)、防護エプロン (着)、その他(名称： 数量：)		
エックス線診療従事者等の放射線測定用具等の保有状況		フィルムバッチ (個)、熱ルミネセンス線量計 (個)、 ポケット線量計 (個)、その他(名称： 数量：)		
エックス線診療等の放射線測定器の保有状況		有 ・ 無 (測定器名： 数量：)		
その他の措置(健康診断等)				
6 エックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴				
氏 名		エックス線診療に係る従事年数、エックス線に関する講習会参加状況等		

備考 使用する部屋の見取図及び遮へい物等の配置図を添付すること。

別紙 2

診療用高エネルギー放射線発生装置概要

製 作 者 名			
型 式			
台 数			
定 格 出 力			
診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要			
診療用高エネルギー放射線発生装置を使用する獣医師	氏 名	放射線診療に関する経歴	
放射性同位元素等の規制に関する法律第9条第2項第1号の許可の年月日及び許可の番号	年月日	番号	
放射性同位元素等の規制に関する法律第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名			

備考 使用する部屋の見取図及び遮へい物等の配置図を添付すること。

別紙 3

診療用放射線照射装置概要

製 作 者 名			
型 式			
個 数			
装備する放射性同位元素の種類			
装備する放射性同位元素の数量 (Bq)			
診療用放射線照射装置、診療用放射線照射装置使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射装置により治療を受けている飼育動物を収容する施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要			
診療用放射線照射装置を使用する獣医師	氏 名	放射線診療に関する経歴	
放射性同位元素等の規制に関する法律第 9 条第 2 項第 1 号の許可の年月日及び許可の番号		年月日	番号
放射性同位元素等の規制に関する法律第 34 条第 1 項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名			

備考 使用する部屋の見取図及び遮へい物等の配置図を添付すること。

別紙 4

診療用放射線照射器具概要

型 式			
個 数			
装備する放射性同位元素の種類			
装備する放射性同位元素の数量 (Bq)			
診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射器具により治療を受けている飼育動物を収容する施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要			
診療用放射線照射器具を使用する獣医師	氏 名	放射線診療に関する経歴	
放射性同位元素等の規制に関する法律第34条第1項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名			
物理的半減期が30日以下のものを備えた診療施設の場合	その年に使用を予定する診療用放射線照射器具	型式	
		年間使用予定個数	
	放射性同位元素	種類	
		年間使用予定数量 (Bq)	
		最大貯蔵予定数量 (Bq)	
		1日最大使用予定数量 (Bq)	

備考 使用する部屋の見取図及び遮へい物等の配置図を添付すること。

別紙 5

放射性同位元素装備診療機器概要

製 作 者 名			
型 式			
台 数			
装備する放射性同位元素の種類			
装備する放射性同位元素の数量 (Bq)			
放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要			
放射線を飼育動物に対して照射する機器の場合、当該機器を使用する獣医師	氏 名	放射線診療に関する経歴	
放射性同位元素等の規制に関する法律第 9 条第 2 項第 1 号の許可の年月日及び許可の番号	年月日	番号	
放射性同位元素等の規制に関する法律第 34 条第 1 項の規定により選任された放射線取扱主任者の氏名			

備考 使用する部屋の見取図及び遮へい物等の配置図を添付すること。

別紙 6

診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素概要

種 類			
形 状			
年間使用予定数量 (Bq)			
最大貯蔵予定数量 (Bq)			
1 日最大使用予定数量 (Bq)			
3 月間最大使用予定数量 (Bq)			
診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている飼育動物を収容する施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要			
診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する獣医師	氏 名	放射線診療に関する経歴	
獣医療法施行規則第 7 条第 1 項の規定により選任された放射線管理責任者	氏 名	放射性同位元素の取扱いに関する経歴	

備考 使用する部屋の見取図及び遮へい物等の配置図を添付すること。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

診療施設 (休止・再開・廃止) 届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

氏 名

㊞

下記のとおり診療施設を (休止・再開・廃止) したので、獣医療法第 3 条の規定により届け出ます。

記

開設者の氏名及び住所 〔開設者が法人である場合に あつては当該法人の名称及 び主たる事務所の所在地〕		
診療施設の名称		
診療施設の開設場所		
休止の期間又は 再開・廃止の年月日	休止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	再開・廃止 の年月日	年 月 日
理 由		

- 備考 1 不要の文字は、まっ消すること。
- 2 獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 11 号に規定する診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなった場合にあっては、別紙を添付すること。

別紙

診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止概要

種	類	
形	状	
廃止年月日		
汚染物の種類		
廃止後30日以内に講じた措置	放射性同位元素による汚染の除去	除去日
		除去方法
	放射性同位元素による汚染物の譲渡	譲渡日
		譲渡先
	放射性同位元素による汚染物の廃棄	廃棄日
		廃棄場所

様式第 3 号 (第 4 条関係)

診療施設の届出事項変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所
開設者 氏名 ㊦

〔開設者が法人である場合にあつては当該法人の名称及び主たる事務所の所在地〕

下記のとおり診療施設の届出事項を変更したので、獣医療法第 3 条の規定により届け出ます。

記

診療施設の名称		
診療施設の開設場所		
変更に係る事項	変更前	
	変更後	
変更年月日		年 月 日
変更の理由		

- 備考 1 変更が確認できる書類・図面等を添付すること。
- 2 放射線診療装置等を新しく備える場合又は更新する場合は、別記様式第 1 号別紙 1 から別紙 6 までの中から該当するものを添付すること。
- 3 獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 11 号に規定する診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなった場合にあつては、別記様式第 2 号別紙を添付すること。

別記様式第4号から別記様式第6号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の獣医療法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の獣医療法施行細則の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 775号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 9 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡高鍋町大字南高鍋字野首73 89・7430（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに高鍋町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 776号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和 2 年 9 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 2 年 8 月 20 日
発起人の住所及び氏名	延岡市 宇戸田 為二 延岡市 大寿水産 有限会社 代表取締役 島津 忠雄
加入区 の 名 称	北浦加入区
区 域	北浦漁業協同組合の地区

区 分	大型定置漁業及び小型定置漁業
-----	----------------

宮崎県告示第 777号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 9 月 23 日から同年 10 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
324	県道	札の元 佐土原 線	西都市大字 三納字赤目 川原3195番 1地先から	旧	10.0～ 23.4	153.7
			同市同大字 字赤目外川 原3790番1 地先まで	新	14.1～ 28.5	153.7

人事委員会告示

宮崎県人事委員会告示第 1号

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報に次のとおり定め、令和 2 年度に実施する試験から適用する。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（令和元年宮崎県人事委員会告示第 1号）は廃止する。

令和 2 年 9 月 23 日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求を することができる期間	口頭により開示請求を することができる場所
試験等の名称	開示する内容		
人事委員会が実施する採用試験（障がい者を対象とする職員採用選考試験及び就職氷河期世代を対象とする職員採用選考試験を含む。）	試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日（第2次試験受験者にとっては、第2次試験合格発表の日）から起算して6月	人事委員会事務局
備考			
口頭により開示請求をすることができる期間の例外			
警察官採用共同試験において、本県を第1志望とし他都府県を第2志望とする本県第1次試験不合格者が、試験結果について口頭により開示請求をすることができる期間は、第2志望先の最終合格発表日（第2志望先の第1次試験不合格者の場合は第2志望先の第1次試験合格発表日）から本県第1次試験結果の開示期間が終了する日までとする。			

人事委員会公告

令和2年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験を別冊のとおり実施する。

令和2年9月23日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 156号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、内水面共同漁業権第 4 号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和2年9月23日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋

（定義）

1 この指示において「やな」とは、竹、石、木等を利用し、さく河魚類（あゆを含む。）の通路を遮断して水産動植物を採捕する漁具漁法で、遮断部である堰と魚捕り部である柵（以下「落箕」という。）とにより構成されるものをいう。

（漁場及び統数制限）

2 内水面共同漁業権第 4 号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業（以下「あゆやな漁業」という。）を操業できる漁場は、次に掲げる漁場で各 1 統とする。

ア 延岡市大貫町 大貫地先

イ 延岡市北方町 川水流地先

（行使内容の事前届出）

3 漁業権者は、操業開始日の 5 日前までに、あゆやな漁業の行使予定内容を宮崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に届出なければならない。

（操業期間）

4 あゆやな漁業の操業期間は、令和2年10月1日から令和2年12月6日までの間の延べ45日以内とする。

（採捕管理義務）

5 漁業権者は、操業期間中、あゆやな漁業における採捕状況を確認し、採捕があった場合は、採捕があった日の翌日までに採捕実

績を委員会に報告しなければならない。なお、採捕がない場合であっても、少なくとも10日ごとに確認状況を報告しなければならない。また、操業期間終了後は速やかに操業期間中の採捕実績を取りまとめて、委員会に報告しなければならない。

（増殖義務）

6 漁業権者は、別途指示する第 5 種共同漁業権に係る増殖指示量に加え、委員会が別に定める量のあゆを放流しなければならない。

なお、放流サイズは、あゆ種苗 1 尾当たり 3 グラムから 10 グラムとする。

7 漁業権者は、令和3年6月30日までに本指示に基づくあゆの放流に関する実績報告書及び漁業権行使料の積算内訳書を提出しなければならない。

（指示の有効期間）

8 この指示の有効期間は、令和2年9月23日から令和3年6月30日までとする。

--	--